

賃金及び手当別表（登録型賃金規定）

1-1. 基本給等（介護保険事業、及び、障害福祉サービス居宅介護事業、他）

基本給			
サービス内容	報酬額	サービス内容	報酬額
身体1及び居宅身体30分	1,200円	生活援助2及び居宅家事30分	900円
身体2及び居宅身体60分	1,800円	生活援助3及び居宅家事60分	1,200円
身体3及び居宅身体90分	2,600円	障害居宅家事75分	1,500円
居宅介護120分	4,000円	障害居宅家事90分	1,800円
身体1生活1	1,400円	総合事業（訪問型サービス）	1,200円
身体1生活2	1,800円	総合事業（緩和型サービス）	1,200円
身体1生活3	2,200円	介護保険併用自費 15分単位	300円
身体2生活1	2,400円	単独自費1時間	1,200円
身体2生活2	2,800円	単独自費1時間以降15分ごとに	300円
身体2生活3	3,200円	同行30分	600円
身体3生活1	3,000円	同行45分	900円
身体3生活2	3,400円	同行60分	1,200円
身体3生活3	3,800円	同行1時間以降15分ごとに	300円

1-2. 基本給等・移動通院介助（障害・同行援護、移動支援事業）

基本給		時間	8:00~18:00
通院等介助	身体介護を伴う	30分	1,200円
		60分	2,000円
		90分	3,000円
		以降30分ごとに	+600円
	身体介護を伴わない	30分	800円
		60分	1,200円
		90分	1,800円
		以降30分ごとに	+500円
移動支援	身体介護を伴う	30分	1,200円
		60分	2,000円
		90分	2,800円
		以降30分ごとに	+500円
	身体介護を伴わない	30分	600円
		60分	1,200円
		以降30分ごとに	+500円
		同行援護	30分
60分	2,000円		
90分	2,800円		
以降30分ごとに	+500円		

2. 基本手当

基本手当項目	手当額
移動・報告・記録手当（全時間帯一律料金） ※同一世帯の場合は1訪問とする （夫婦・別性・親子などは1訪問となります。）	1訪問につき 平日 300円プラス 土日祝日 1,000円プラス
※12月31日～1月3日の移動・報告・記録手当は、 平日・土日祝日関係なく右記の金額となります。 （全時間帯一律料金）	12月31日 1,000円プラス 1月1日 1,200円プラス 1月2日3日 1,000円プラス
*以下の手当は、同行の場合は付きません。	
早朝手当（～7：59）	1訪問につき 800円プラス
朝夕手当（8：00～8：59、17：00～17：59）	1訪問につき 200円プラス
夜間手当（18：00～）	1訪問につき 800円プラス
同行指導手当	1訪問につき 400円プラス
障害手当	1訪問につき 400円プラス
遠方手当（花小金井1～3丁目、花小金井南1～3丁目、御幸町、中島町、他市）	1訪問につき 400円プラス

※早朝・朝夕・夜間手当は、ケア開始時間を基準とさせていただきます。

3. その他の手当

その他の手当て項目		手当て額
勉強会	定期勉強会 Web 視聴型（約15分）要記録記入	500円
	Zoom参加型ヘルパーミーティング（約15分）	500円
	集合型及びZoom参加型勉強会・外部研修（約60分）要記録記入	2,000円
内勤業務・社内行事参加（1時間当たり）		1,200円
担当者会議（カンファレンス）及びミーティング/新人研修（約1時間）		1,200円
インフルエンザ・コロナワクチン手当（年度各2回まで）		3,000円/回
健康診断書コピー提出（年度内必ず実施し提出）		2,000円
業務中及び移動中での自転車修理費1回あたりの上限（年度2回まで）		2,000円/回
ケアキャンセル（現地待機30分含む）		1,000円

※ 勉強会手当はミーティングと視聴型は全て視聴、集合型及びZoom参加型は原則30分以上参加とします。

※ ケアキャンセルは、訪問し通常ケアを実施しなかった（中止、不在等）のみを言います。

※ その他の手当は、同行期間中であっても支給されます。

4. ホームヘルパー紹介手当

お知り合いのヘルパーさんを紹介していただき、その方が採用となった場合、紹介してくれたヘルパーさんと採用になったヘルパーさん両方に、特別手当を支給します。

[支給額：30,000円～100,000円]

(採用になった方が使用期間終了(3か月)後の翌月給与日に、それぞれの方に支給となります)

5. 処遇改善加算手当（処遇改善加算等が廃止された場合は処遇改善加算等の手当は廃止します。）

①ケア実績時間手当 ※同行期間中のケア実績数は時間数には含みません。

月の総ケア実績時間数 20 時間以上の場合、時間数に応じて特別手当を支給。

- ・月の総ケア実績時間数が 20 時間以上 2,000 円
- ・月の総ケア実績時間数が 40 時間以上 5,000 円
- ・月の総ケア実績時間数が 60 時間以上 10,000 円

※月の総ケア時間数とは、介護保険・障害福祉サービス・保険外・生活サポーターのサービス全て含みます。

②介護福祉士・看護師手当

月の総ケア実績時間数 10 時間以上の場合、時間数に応じて資格手当を支給。

- ・月の総ケア実績時間数が 10 時間以上ごとにプラス 1,000 円

※同行期間中のケア実績数は時間数には含みません。

③子育て支援手当

月の総ケア実績時間数 10 時間以上の場合、時間数に応じて資格手当を支給。

- ・月の総ケア実績時間数が 10 時間以上ごとにプラス 500 円

※同行期間中のケア実績数は時間数には含みません。

④功労賞

毎月、実績に応じ功労者として選出されたものは、1,000円～10,000円の特別手当を支給します。
(毎月、全サービス提供責任者が推薦し、所長が最終決定)

⑤調整手当

年度末3月に、勤務時間数、勤務態度、実績に応じて、1,000円～10,000円の調整手当を支給します。(翌月在籍者へ支給)

6. ベースアップ等支援手当（介護保険分・障害福祉サービス分）

令和6年2月分より、処遇改善支援補助金支給に伴い、ベースアップ等支援手当に上乗せし支給します。

- ・ベースアップ等支援手当・・・各毎月1,000円（全登録ヘルパー生活支援サポーター含む）
- ・処遇支援補助金（令和6年2月より）・・・各毎月1,000円

※障害福祉サービス分は障害福祉サービスのケア実績ありの方のみに支給。(同行は不可)

7. 等級

登録型ヘルパーの等級は全て1等級とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。

※処遇改善支援補助金は、制度開始令和6年2月分より支給、6月からベースアップ等支援手当に変更となります。(支給額は同額)